

納 税 者 番 号 制 度

(説明資料)

目 次

○ 納税者番号制度の定義	1
○ 納税者番号制度の仕組み	2
○ 納税者番号制度を巡る論点	3
○ 個人付番方式の比較	4
○ 住民基本台帳ネットワークシステムの構築について（住民基本台帳法の一部改正）	5
○ 基礎年金番号について	7
○ 主要国における納税者番号制度（未定稿）	9
○ 法定資料の種類	10
○ 主要国における法定資料制度等の比較（概要）	11
○ イギリス・フランス・ドイツにおける金融関連所得の把握制度（未定稿）	12
○ 特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的考え方（抄）	13
○ 納税者番号制度を巡るプライバシー問題の諸局面と論点の整理（未定稿）	14
○ プライバシー保護に関する平成4年11月納番小委報告における記述（抜粋）	15
○ 納税者番号の利用の各局面において生じるコスト（イメージ）	17
○ 納税者番号制度とタックス・コンプライアンスの観点（未定稿）	18

納 税 者 番 号 制 度

○ 納税者番号制度の定義

「納税者番号制度とは、

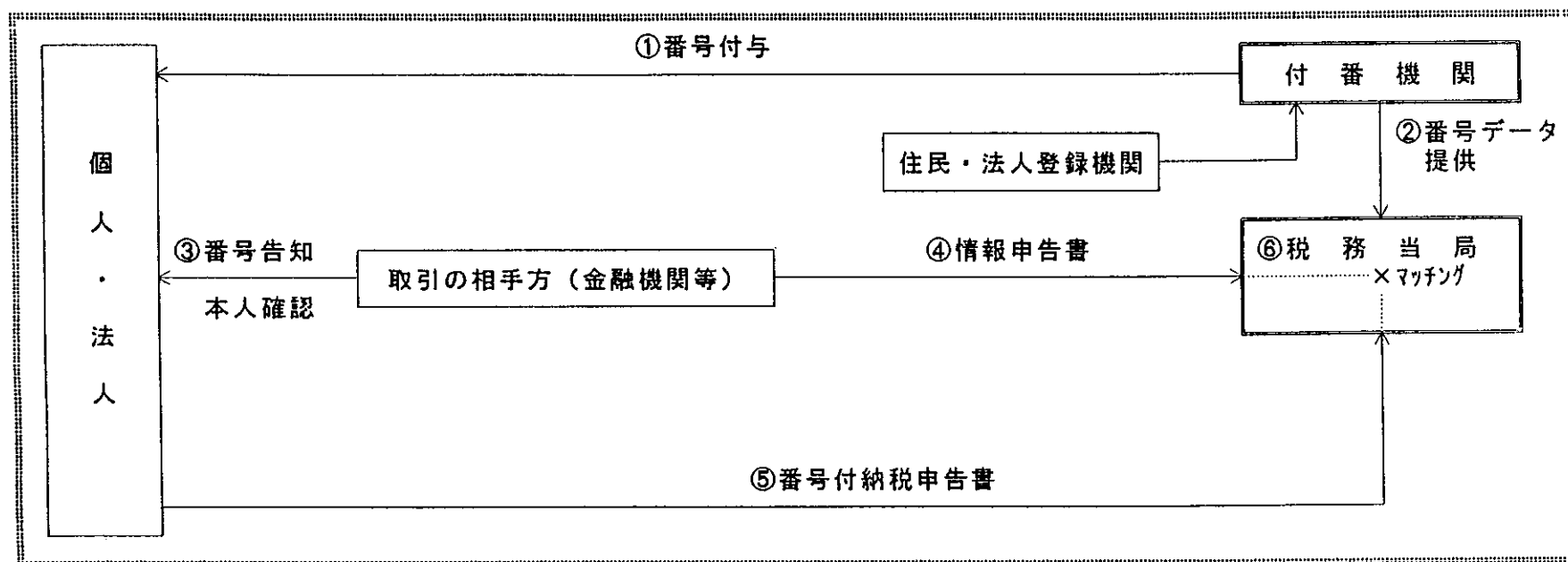
（イ）納税者に広く番号を付与し、各種の取引を行う際に取引の相手方（金融機関等）
に番号を告知すること 並びに

（ロ）納税者及び取引の相手方が税務当局に提出すべき各種書類に納税者の番号を記載
すること

を義務付けることによって、納税者に関する課税資料を、その番号に従って集中的に整理し（その番号をキーとしてマッチング〔突き合わせ〕して整理し）、管理する方式である。」

（「納税者番号等検討小委員会報告」（昭和 63 年）より抜粋）

納 税 者 番 号 制 度 の 仕 組 み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知しなければならない。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ）情報申告書を納税者毎に名寄せ
 - ロ）情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ）マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

（注） 1. （株式等の有価証券の）取得価額を（納税者番号）制度により把握することには限界があるので、同制度を利用して有価証券譲渡益を自動的に把握することは困難である。【納税者番号等検討小委員会報告（昭和63年12月）】

2. 事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引の全てを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは、現実には困難であろう。【同上】

納税者番号制度を巡る論点

(10年10月基本問題小委・基本枠組WG中間とりまとめ、11年度答申(10年12月)より)

1. 経済社会情勢の変化

- ・ 番号利用の一般化
- ・ 経済取引のグローバル化
- ・ 金融システム改革
- ・ 電子商取引 等

2. これまでの検討の諸類型・具体的なイメージ

- ・ 税務行政の機械化・適正化
- ・ 利子・株式譲渡益の総合課税化
- ・ 相続税等の資産課税の適正化

3. 経済取引への影響

- ・ 資金シフト等、経済取引への影響

4. コストと効果

- ・ 民間及び行政のコスト
- ・ 納税の透明性等

5. プライバシー保護

○ 納税者番号制度については、国民の理解が更に深められ、より掘り下げた具体的な議論が行われることが重要ではないか

- ・ タックス・コンプライアンスの観点
- ・ 行政による全国一連の番号の整備の状況
- ・ 資料情報制度

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根 拠 規 定	・国民年金法施行規則（厚生省令）	・住民基本台帳法
付 番 機 関	・社会保険庁	・市町村 （都道府県又は全国センターにおいても管理）
付 番 対 象 者	・公的年金加入者等（外国人も含む）	・居住者（外国人を除く）
保 有 情 報	・番号 ＋ 氏名、生年月日、性別、住所、 公的年金加入情報 （注）住所の変更は、本人の届出による	・コード ＋ 氏名、住所、性別、生年月日 等
他の行政機関に 提供される情報	・なし	・コード ＋ 氏名、住所、性別、生年月日、付随情 報（変更年月日・理由）
番 号 カ ー ド	・なし	・本人の申請により発行 （注）住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は自 治省令において規定
目 的	・公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上（年金相談・年金裁定）	・住民基本台帳事務の簡素化・効率化 （転入・転出事務等） ・国の行政機関等への情報提供 （法令上明確に規定された分野に利用を限定）
プライバシー 保 護 規 定	・個人情報保護法	・法律による厳格な保護措置 ・附則修正：「この法律の施行に当たっては、政府は、 個人情報保護に万全を期するため、速や かに、所要の措置を講ずるものとする。」 旨の規定が加えられた
民間での利用	・加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・民間による利用を禁止
検 討 ・ 実 施 状 況	8年4月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10月 付番対象者確認 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過（附則一部修正） 8月 参議院において可決・成立 → 公布

住民基本台帳ネットワークシステムの構築について (住民基本台帳法の一部改正)

趣 旨

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、
4 情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、
全国共通の本人確認ができる仕組みを構築する。
高度情報化社会に対応して、国・地方を通じた行政改革、住民の負担軽減・サービス向上を図る。

システムの活用

住民の利便向上のため様々な活用

1 住民基本台帳事務の効率化

- ・住民票の写しの広域交付→全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれる
- ・転入転出の特例 →窓口に行くのは転入時 1 回だけですむ。

2 国の機関等への情報提供（4 情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等）

法令上明確に規定された分野で住所確認、生存確認等に活用（16 省庁・92 事務）
（例）雇用保険の給付、労災の給付、恩給・共済年金の支給、建築士の免許、宅建資格の登録
→住民が住民票の写しをとったり、証明を受けに行かなくてすむ。
⇒電子申請、ワンストップサービスに必要な本人確認システム

3 住民基本台帳カード

確実な本人確認

本人の申請により、市町村がカード交付。1 の手続などに活用。
→・福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなど様々な機能追加可能
・写真を貼って身分証明書としても活用可能
・なりすまし転出届等の不正行為もカードで防止可能

個人情報保護

国際的基準を踏まえ法令上、技術上十分な保護措置

システム導入に伴い必要となる法律上の保護措置については、住民基本台帳法で十分に対応

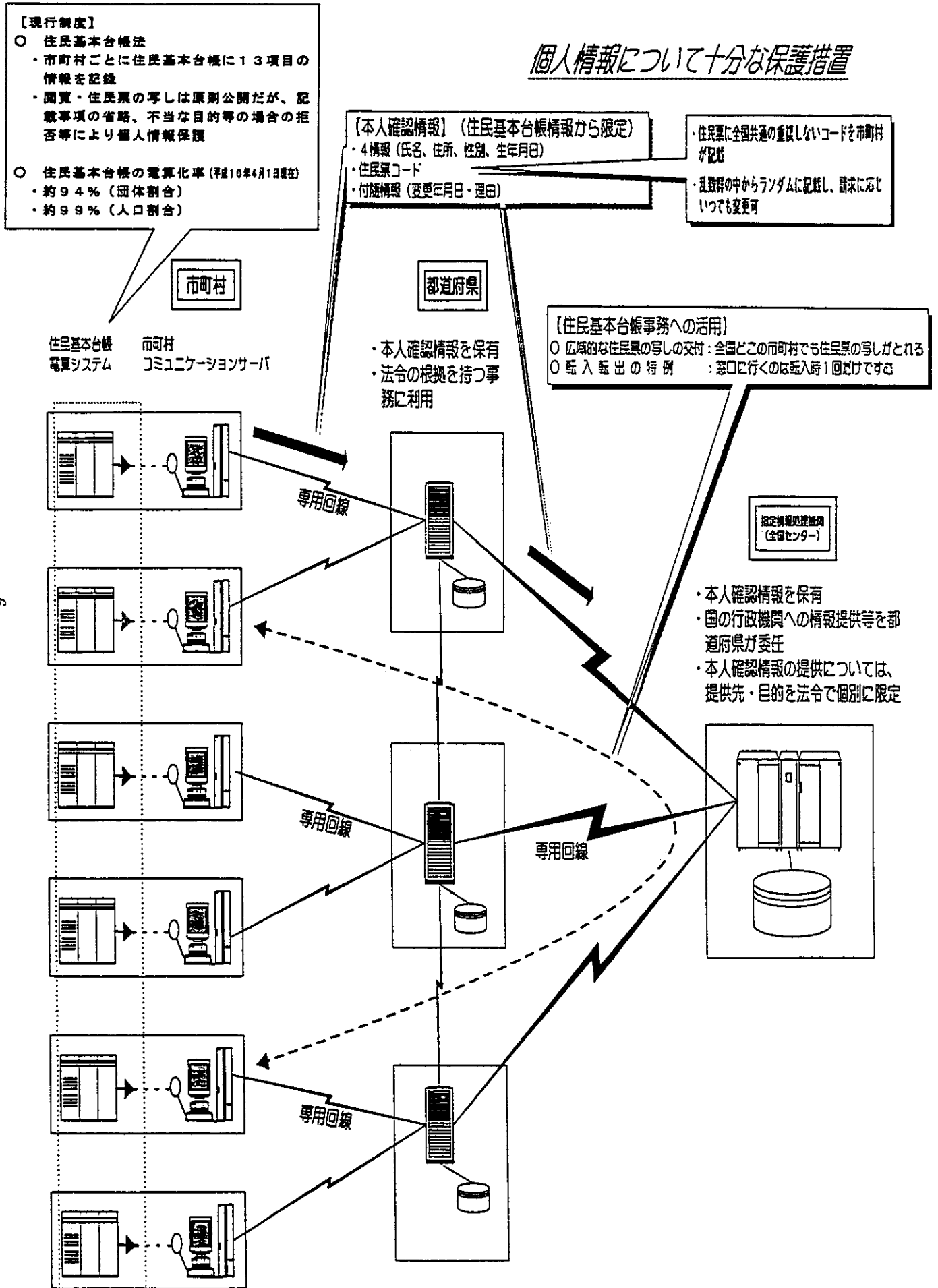
民間利用禁止

センター保有情報限定

守秘義務

技術的保護措置（専用回線、暗号化、認証チェック、アクセス監視等）

住民基本台帳ネットワークシステムの概念図



基礎年金番号について

1 基礎年金番号実施の趣旨

- 年金制度は昭和60年の年金改正により、全国民に共通の基礎年金を導入し、被用者年金（厚生年金、共済年金）は基礎年金に上乗せする仕組みとして、制度的には一元化を図った。
- しかしながら、加入者の記録は各制度ごとの年金番号により別々に管理されてきたため、加入者一人ひとりについて、各制度を通じた生涯の加入記録をまとめて把握することが困難であり、適用や手続きの面でさまざまな問題が生じていた。
- このことから、すべての制度間で共通に使用する「基礎年金番号」を導入して、加入した年金制度を一元的に管理し、各制度間を異動する加入者などに関する情報を的確に把握する仕組みを構築することとした。

2 基礎年金番号の実施

- 平成9年1月から基礎年金番号に基づく業務を開始

《参考》

①基礎年金番号の付番

基礎年金番号は、年金加入者の9割を占める厚生年金、国民年金加入者については、従来の年金番号（年金手帳の記号番号）をそのまま基礎年金番号として使用し、共済組合の組合員については、新たに付番した。

②基礎年金番号の体系

「記号」 「一連番号」

〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇（従来の国民年金・厚生年金保険と同様の番号の体系）
（10桁）

- 平成11年3月末の基礎年金番号の付番者数 約9,364万人

3 基礎年金番号実施の効果

(1) 平成9年1月からの効果

- ・ 国民年金第1号未加入者・第3号未届者への各種届出案内による年金権の確保
- ・ 国民年金の被保険者種別変更届及び複数年金受給権者に係る届出の簡素化
- ・ 複数年金受給権者の併給調整の適正化による多額の返納金の発生の防止

(2) 将来的な効果

- ・ 過去の記録の整理により年金加入記録や年金見込額のお知らせといった新しい行政サービスが可能
- ・ 年金の裁定や年金相談における的確・迅速な対応が可能

4 個人情報の保護

- (1) 個人情報保護法により、行政機関が保有する情報については、保有目的以外に利用、提供を制限。
- (2) 社会保険庁に年金番号管理室を設けるとともに、データ保護管理規程を定め、データの提供は、本人であることを確認した場合以外に行わない。
- (3) IDカードによる電算室入退室管理やデータへのアクセスの限定等の厳格な管理。
- (4) 加入者本人に対しても、年金権の保全やプライバシーの保護のため、他に利用されないよう注意を喚起。
- (5) 基礎年金番号が他人に悪用され、それにより本人が不利益を受けた場合は、本人の申出により、基礎年金番号を変更。
- (6) 事業主は、基礎年金番号が記載された年金手帳を適正に取り扱わなければならない旨を、厚生年金保険法施行規則で規定。
- (7) 個人情報保護の観点から、基礎年金番号の取扱いについて留意すべき点をガイドラインとしてまとめ、関係方面等に周知徹底。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 （1998年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金 、兵役等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金 等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	3,030万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理 、諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	443万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓 国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,643万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録 等	全住民	387万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリヤ	統一コード （文字及び数字 の組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,852万人	財 政 省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に関する 大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,875万人	国 税 庁	1988年度税制改正法	1989年

法定資料の種類

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書

25 無記名割引債の償還金の支払調書

26 特定短期国債等の償還金の支払証書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 28 損害保険代理報酬の支払調書
- 29 不動産の使用料等の支払調書
- 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

主要国における法定資料制度等の比較（概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者の国内・外の保有資産に関する法定資料制度	源泉分離課税とされる利子等に係る調書は提出不要	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、利子支払、預入払出、割引債発行等を含め網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務	税法上、税務当局に資料提出要求権あり。 (例) ・銀行は、全ての預金利子支払に関する情報を毎年税務当局に報告。 ・証券業者は年間のうち税務当局が指定する期間内の取引の報告	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは不可。 (注) 1991年6月連邦憲法裁判所の違憲判決において、この規定が利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘。	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、口座開設・利子支払等について網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務
納税者番号制度	なし	あり	なし	なし	なし（氏名、住所、生年月日、出生地等で名寄せ）
挙証責任	課税庁側	納税者側	納税者側	課税庁側	課税庁側

イギリス・フランス・ドイツにおける金融関連所得の把握制度（未定稿）

	イギリス	フランス	ドイツ
主な法定資料 〔利子〕 〔関連〕	銀行等は、内国歳入庁の職員から通知により要求された場合、利子受取者の氏名、住所、源泉徴収前利子額、源泉徴収額及び支払利子金額を示す資料を作成し提出しなければならない。（租税管理法17条等） 【執行】銀行等は全ての預金者に係る資料を毎年税務当局に報告。	金融機関は、預金利子等について、受取人の氏名、生年月日、出生地、住所、口座番号、支払額等について申告しなければならない。 （租税一般法典242条の3、附属政省令集第3巻49E条等）	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることはできない。 （租税通則法30a条） この規定により、利子所得課税上不平等が生じているのは違憲である旨の連邦裁判所判決 （1991年6月） ↓ 30%の利子所得税源泉徴収制度の導入 （1993年1月）
証券譲渡 〔関連〕	証券業者は、内国歳入庁の職員から通知により要求された場合、一定期間の証券取引者の氏名、住所、個々の取引数量等を示す資料を作成し提出しなければならない。（租税管理法25条） 【執行】証券業者は税務当局の指定期間内の取引に係る資料を税務当局に報告。	金融機関は、顧客の氏名、住所、生年月日、口座番号、年間株式等譲渡総額を税務当局に申告しなければならない。 （租税一般法典242条の3、附属政省令集第2巻39H条）	
調査権限	税務当局は、納税者及びすべての第三者に対し租税債務に係る書類を提出するよう書面による通知にて要求することができる。（租税管理法20条）（注1）	税務当局は、納税者及び限定された第三者（金融機関や給与支払者等）に対し臨場して調査を行うことができる。（租税手続法典81条等）	税務当局は、納税者及び金融機関以外のすべての第三者に対し文書等を提出するよう要求することができる。（租税通則法97条）
税務当局整理番号	個人番号、法人番号 【全国】 〔国民保険番号（特定の場合）〕	個人番号、法人番号 【県別】	個人番号、法人番号 【州別】
金融機関口座開設時の本人確認 （税務）	税務上の本人確認規則はない。 ただし、非課税貯蓄特別口座開設時には国民保険番号の提示が必要。 （所得・法人税法326C条、内国歳入庁規則1990年2361号6条）	税務規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （附属政省令集第2巻57条、第4巻13条） （注2）	税務規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （租税通則法154条）
〔マネロン〕	マネロン規則上、本人確認が必要。 （大蔵省資金洗浄規則7条） 実務上、運転免許書やパスポート等による本人確認が行われている。	マネロン規則上、写真付の公的な身分証明書による本人確認が必要。 （麻薬輸送に係る資金洗浄対策法12条）	マネロン規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （資金洗浄法2条）

（注）1. 納税者に提出要求ができる「書類」の明確化（1988年、1989年）、書類の提出要求ができる「第三者」の範囲の拡充（1989年）が行われた。

2. フランスの大衆貯蓄計画（非課税貯蓄口座）等の口座開設時にも同様の本人確認が行われている。

[平成 11 年 10 月 19 日 金融審議会第 2 部会]

3. 金融機関の破綻処理のあり方（抜粋）

(2) 一般資金援助を伴う営業譲渡の迅速化

（略）

一般に、預金等の一部カットのような私権の一部剥奪を伴う倒産処理は、最終的には司法手続に依らざるを得ない。しかし、金融機関の破綻処理を迅速に進めるためには、司法上の手続に入ることを前提として、その前に司法手続の外で破綻金融機関の営業譲渡を行うという手法が有効であり、このような手法を可能とするためには、①事前準備、②資金援助が可能となる場合の拡大、③営業譲渡手続の迅速化・簡素化、等について特別な手当が必要となる。

① 事前準備

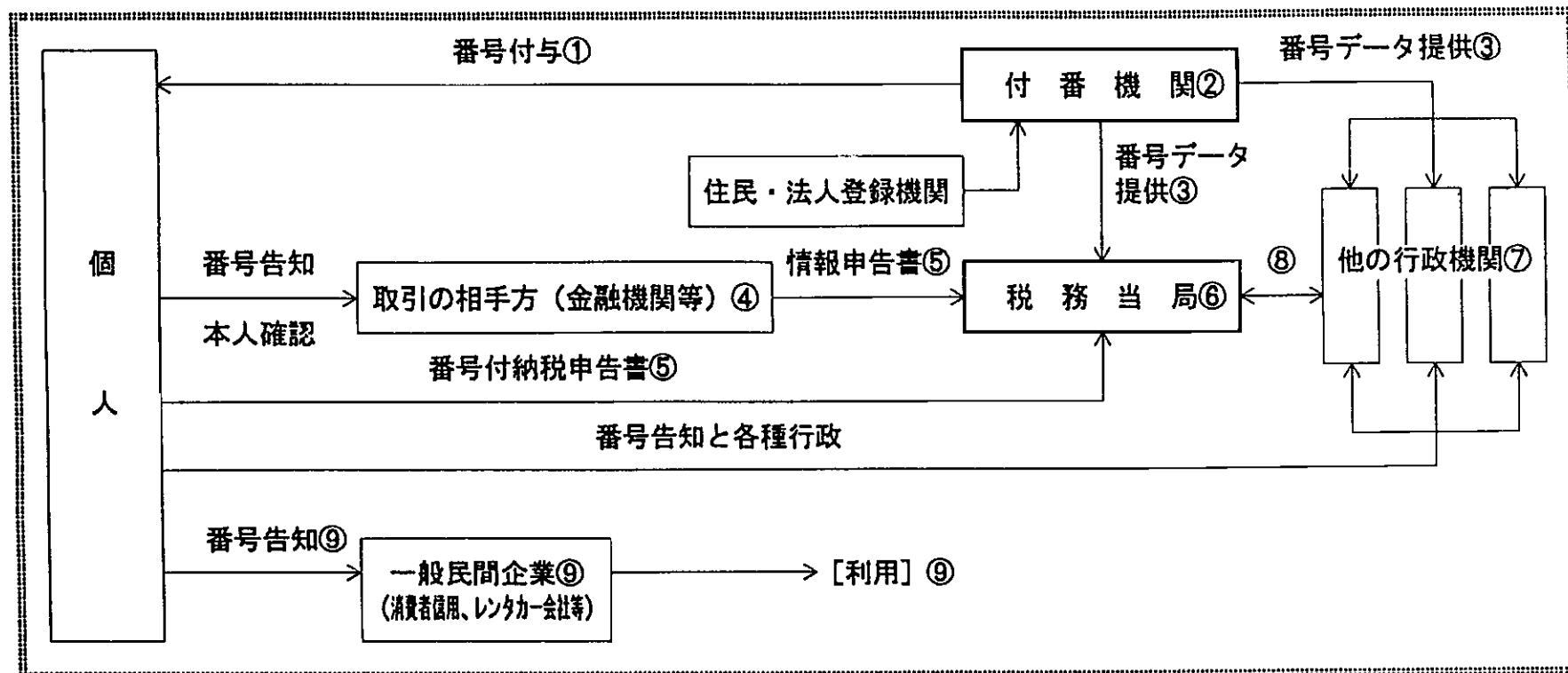
金融機関の破綻処理を迅速に行うためには、名寄せや資産内容の把握等が事前に行われていることが求められる。したがって、預金保険機構及び監督当局が密接に連携をとりながら、実際に破綻が起こる前に、破綻処理に備えて可能な限りの準備を行っておく必要がある。

また、一預金者当たり一定限度額（現行 1000 万円）まで保護するという預金保険制度の下で、金融機関の破綻処理を行うためには、破綻した金融機関の預金者等の名寄せを行うことが不可欠である。

破綻時に預金保険機構において名寄せ作業を開始することとすると、名寄せ作業そのものが迅速な破綻処理の障害となる。破綻処理の迅速化という観点からは、金融機関に対し、少なくとも当面、平時から預金者データを預金保険機構にスムーズに引き継ぐことができるためのシステム対応を求め、更に、預金保険機構が金融機関の対応状況を把握できるようにすることが必要となる。

（略）

納税者番号制度を巡るプライバシー問題の諸局面と論点の整理（未定稿）



① 付番機関から個人に対する番号付与の局面

② 付番機関における情報の蓄積

③ 付番機関が番号データを税務当局等他の行政機関へ提供する場合

④ 金融機関等による番号データの蓄積

⑤ 税務当局に対し、課税に関する諸情報を提出する局面

⑥ 税務当局における情報管理

⑦ 他の行政機関における情報管理

⑧ 税務当局と他の行政機関との間の情報交換

⑨ 民間企業による番号データの収集・蓄積・利用の局面

(注) この図は、納税者番号制度の仕組みと各局面において生じるプライバシー問題について考えられるイメージを示したものであり、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

プライバシー保護に関する平成4年11月納番小委報告における記述（抜粋）

3 納税者番号制度の評価

(5) プライバシーの保護

納税者番号制度を巡るプライバシー保護について議論するに当たっては、税務情報についてのプライバシー保護、行政一般におけるプライバシー保護及び民間におけるプライバシー保護に分けて論ずることが必要である。このうち、税務情報については、税務当局は適正な税務執行のために納税者の経済取引に係る情報を収集する必要がある、その限りでプライバシーの権利が制限されざるを得ないと考えられる。…(略)…

② 行政におけるプライバシー保護

イ 我が国の行政機関が保有する個人情報に係るプライバシーについて、現状においても以下のような保護措置が採られている。

公務員の守秘義務については、国家公務員法に「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」との規定があり、また地方公務員法にも同様の規定がある。また、これに加えて、税務職員については、税法によってより重い守秘義務が課されている。

さらに、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法は、個人情報ファイルの保有制限等の国の行政機関に対する規制や自己情報の開示請求権等の個人の権利を規定している。納税者番号制度が導入された場合の同法の適用の有無については、番号データにより特定の個人が識別され、電子計算機処理され、かつ、番号データを保有・使用する主体が国の行政機関である場合には、同法が適用されると考えられる。また、地方公共団体においても、…(略)…平成4年4月1日現在で901の地方公共団体において個人情報に関する条例が制定されている。…(略)…

ロ 納税者番号制度とプライバシー保護との関係に関しては、国民の間に漠然とした不安があるが、この不安には、行政の過剰な統制に対する懸念や事故の個人情報が知らない間に利用されていることに対する不安等、種々の要素が含まれていると考えられ、納税者番号制度によるプライバシーの侵害というときに、具体的にどのような事態が問題となるのか、い

まだ必ずしも明確に認識されているわけではないと考えられる。

ただ、税務当局は適正な税務執行のために納税者等の経済取引に係る情報を収集する必要がある、その限りでプライバシーの権利が制限されざるを得ないという考えは、受け入れられつつあるように思われる。…(略)…

③ 民間におけるプライバシー保護

個人情報を収集し利用する場合、例えばダイレクト・メールへの利用等、民間企業によって個人情報の収集や顧客情報の集中管理が行われれば、国民の間でプライバシーの侵害と意識されることがあるとの意見もあった。特に納税者番号制度が導入されて番号が民間で利用されれば、プライバシー侵害のおそれが高まるという不安があることにも留意すべきである。

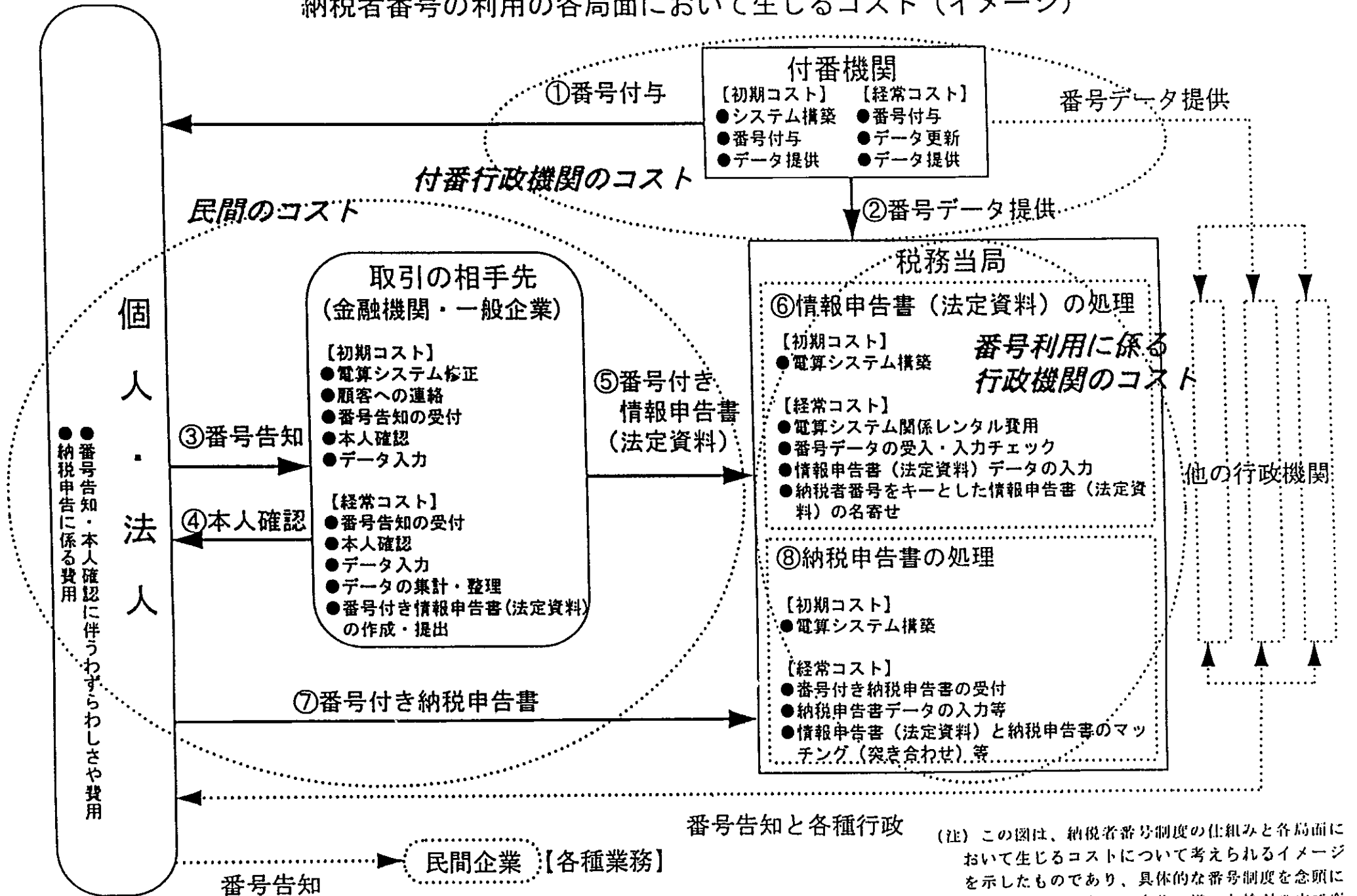
4 国民の理解

…(略)…国民の理解を深めるための本格的作業はこれまで着手されるに至らなかった事情から、国民の納税者番号制度に対する理解はいまだ十分に深まっている状況ではないと考えられる。

プライバシーについて言えば、国民は、適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限されることもやむを得ないと考えられるとしても、納税者番号が税務以外の行政分野で利用されることについては、プライバシーの観点から強い懸念を抱いていると考えられる。…(略)…

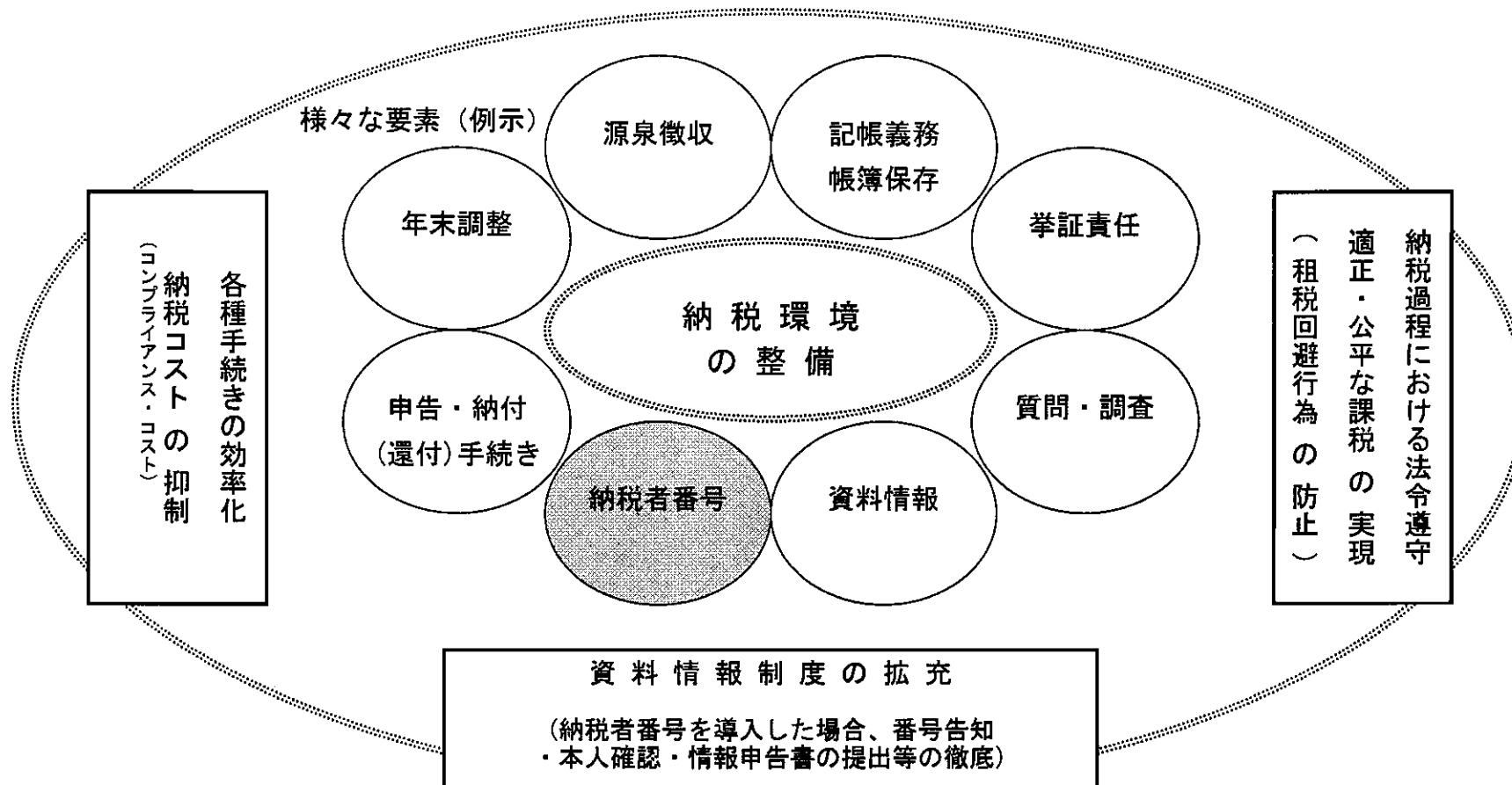
以 上

納税者番号の利用の各局面において生じるコスト（イメージ）



（注）この図は、納税者番号制度の仕組みと各局面において生じるコストについて考えられるイメージを示したものであり、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わらうるものであることに留意する必要がある。

タックス・コンプライアンス（Tax Compliance：税制への信頼と納税過程における法令遵守）
（納税者や源泉徴収義務者等の関係者の観点）



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上